

鳥取市下水道等事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第39号

鳥取市下水道等事業会計規則の一部を改正する規則

鳥取市下水道等事業会計規則（平成24年鳥取市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第63条第1項中「第47条」を「第48条」に改める。

第101条中「第21条の14」を「第21条の13」に改め、同条第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同条第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同条第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

第102条第1項中「第21条の14」を「第21条の13」に改める。

第103条中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。